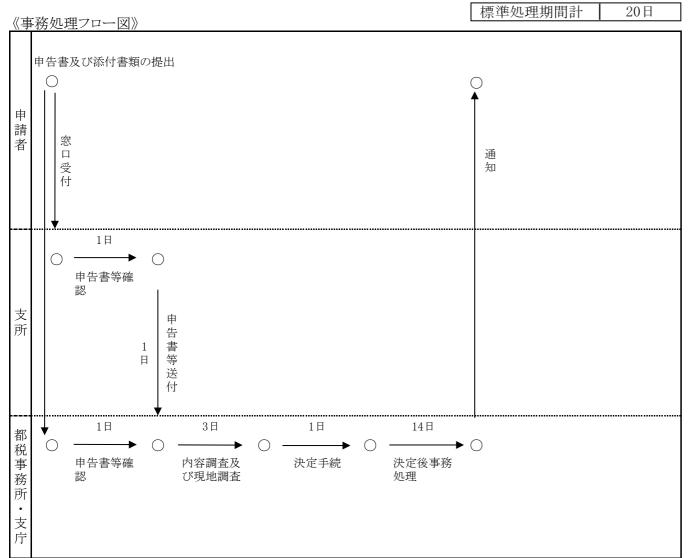
(平成30年7月2日現在)

事務処理フロー図

事務名 住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額事務 根拠法令 地方税法第73条の24

作成部署 主税局資産税部固定資産税課不動産取得税担当 電話 5388-3009



《事務処理フロー図の説明》

_《事務処理フロー図の説明》		
項番	項目	説 明
1	申告書等確認	提出された申告書に記載漏れがない かどうか、添付書類がそろっているか どうかを確認します。
2	内容調査 及び現地調査	申告された内容が地方税法に定められた要件を満たすかどうか調査します。
3	決定手続	都税事務所長の減額の可否の決定 を行います。
4	決定後事務処理	決定した内容について、電算入力等 の事務処理を行います。
5	通知	申告者に通知します。
6		
7		
8		
9		
10		